
許認可制度等の見直しに関する 事業者意見

2026年7月
原子力エネルギー協議会

事業者意見（グレーデッド・アプローチの必要性）

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、安全基準が見直され、適合性審査に必要な申請書・審査資料の物量が大幅に増加し、さらには運転や工事、検査等に係る保安活動も拡大している状況にある。
- このような状況下で安全性を確保するためには、グレーデッド・アプローチの考え方が特に重要であり、すべての施設や活動に対して画一的な規制や安全対策を適用するのではなく、リスクの大小に応じて、リソースの投入量や管理の厳格さを最適化することが適切である。
- その観点から、現行の許認可手続きにおいて以下のような課題が挙げられる。これらを見直すことで、リソースを有効活用してリスクの高いものに対してより重点的な対応をとることが可能となること、また、リスクの低いものについての変更手続きが合理化されることで、事業者の自主的な改善活動を進めやすくなること等により、原子力発電の持続的な安全性向上が図られるものと考えている。

設置許可	設工認	保安規定	廃止措置計画
・安全上の影響が軽微な変更であっても、本文記載事項を変更しようとする場合に審査が必要となるケースがある。	・基準適合性審査を通じて記載内容が詳細化・増加しており、安全上の影響が軽微な変更であっても、変更手続きが必要とされているケースがある。 ・認可あるいは届出後30日までは工事着手ができない分、対応が遅延する。	・届出制度がなく、安全上の影響が軽微な変更であっても、原則として審査が必要となる。	・安全上の影響が軽微な変更の取扱いは一定程度考慮されているものの、運転炉に比べて低リスクであることを踏まえると、グレーデッドアプローチの観点から、見直しの余地が大きい。

事業者意見（2026.6.24方向性に関して①）

- 原子力規制委員会（2026.6.24）において、**災害の防止上の支障が大きなものとそうでないものを区分**して手続きを仕分ける方向性が示された。このような仕分けは、**グレーデッド・アプローチに沿った考え方であり、事業者意見に沿ったもの**と考えている。
- 類型イにおいては、**事前確認の必要性が低い内容変更**に際して**審査対応が不要となる**ほか、現制度で課されている30日間等の着手制限がなくなること、**対応の早期化や見通し確保にも繋がる**と考えている（事業者としての設計・検証の程度は現行同様と認識）
- 規則・ガイドの検討として、**類型ごとの具体的な対象については引き続き議論**させていただきたい。

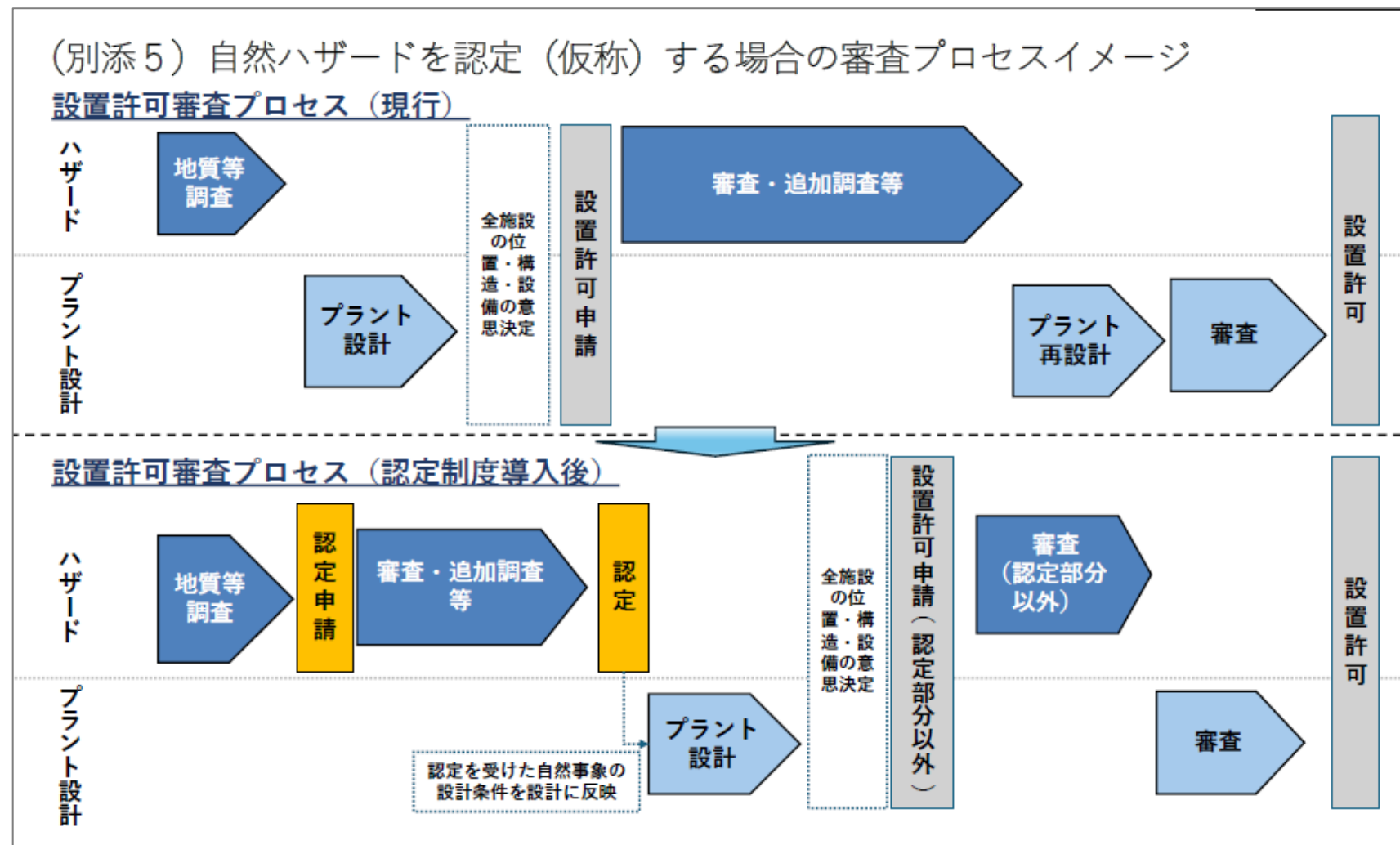
	見直しの方向性
類型ア	災害の防止上支障がないことを原子力規制委員会として 確認する必要がある変更 は、従前通り許認可により基準適合性を審査する。
類型イ	災害の防止上の支障を 事前に確認する必要性に乏しいもの であって、規制上事前に変更の事実を把握しておく必要があるものは、変更する旨 事前に届出のみ義務づけ 、事業者による品質管理体制に基づく設計図書の基準適合性の検証及び保存を前提に、 必要に応じ原子力規制検査により状況の確認 を行う。
類型ウ	代表者の氏名変更など災害防止の観点から 事後の情報把握で問題がない軽微な変更 は、変更後の届出を義務づける。

事業者意見

- 審査に伴う対応が発生しないことや、着手までの期間短縮が見込まれる。
- 基準適合性に関する検証としては、現行の申請図書・評価書類が該当し、それら資料の作成にかかる対応については変わらないものと考えている。
- 類型ごとにどの設備・変更内容が該当するかについては、別表第一等の規則類で規定され则认为しており、今後引続きの議論と考えている。

事業者意見（2026.6.24方向性に関して②）

- 将来における持続的な原子力活用にむけて、新しい技術や設計を取り込んでいくことや、革新軽水炉の実用化開発・導入に向けた検討・準備を進めていくことも必要であり、**実績や前例のない技術的事項に関して、早い段階で安全基準への適合性を議論・確認できるような仕組み**を導入し、規制の予見性を高めることを事業者として要望していた。
- 今回示された「**自然ハザードに係る設計条件の認定制度の創設**」に関して、**事業者意見に沿ったもの**と考えている。自然ハザード以外に関する予見性向上のための仕組みについても、今後、継続的に議論をさせていただきたい。



出典：2026.6.24 原子力規制委員会資料より抜粋

事業者意見（2026.6.24方向性に関して③）

- トレーサビリティの確保に関する見直しについて、追加的要求事項となる基準地震動・基準津波に関して、**どのような記録を保存する必要があるか**、今後引続き議論させていただきたい。
- 設工認の基準適合性に関する検証・確認・保存については、**現行の要求と内容自体は変わらない**ものと認識している。

	見直しの方向性
基準地震動等の設計管理に関するトレーサビリティ確保	実用発電用原子炉施設の設置（変更）許可の申請前に、あらかじめ、事業者は、<u>基準地震動・基準津波の設定の根拠を跡付け、又は検証できる図書その他の原子力規制委員会規則で定める設計図書を作成し、自ら検証を行い基準の適合性を確認し、保存することを義務づける。</u> また、設計及び工事の計画について、認可の申請前又は工事の着手前までに、あらかじめ、<u>原子力規制委員会規則で定める設計図書を作成し、自ら検証を行い基準の適合性を確認し、保存することを義務づける。</u>

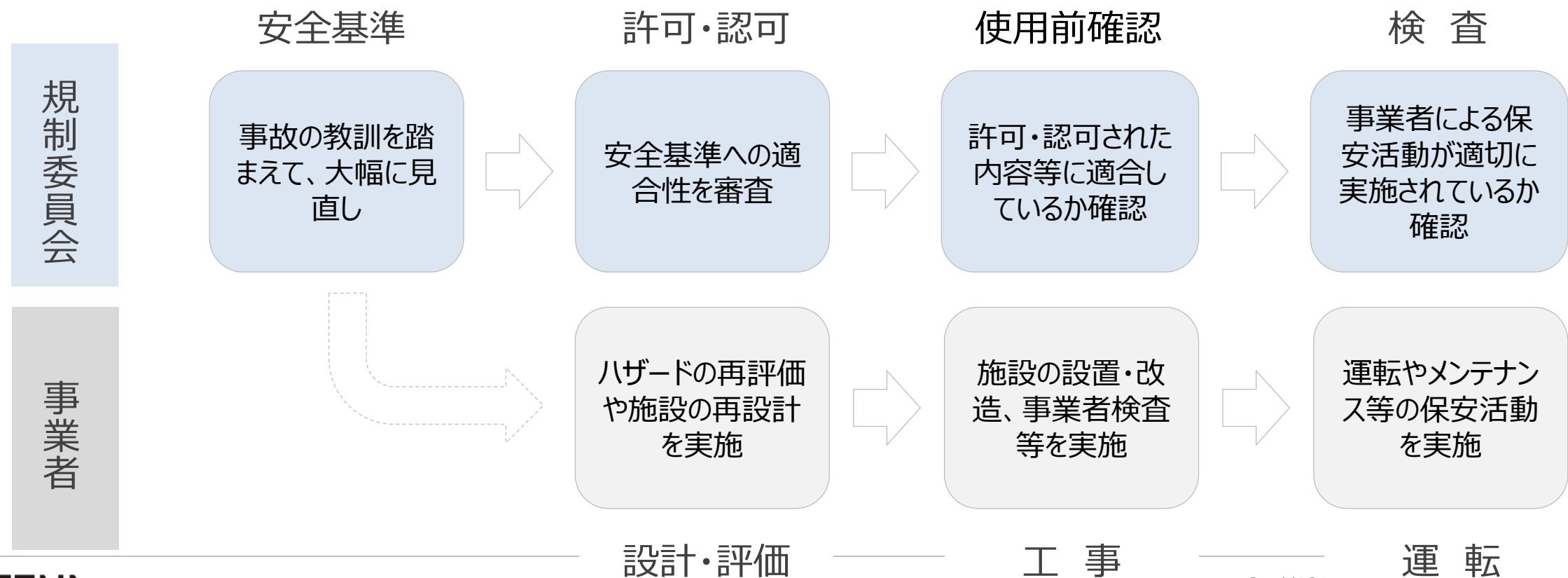


事業者意見

- 基準地震動に関して、どのような記録の保存が必要となるか今後議論を通じて共通認識の形成を図らせていただきたい。その後、基準津波についても検討したい。
- 設工認の申請にかかる基準適合性に関する検証・保存は、現行の品質管理体制に基づく図書・評価書類の作成等と同等であり、追加的措置を求める要求ではないと認識している。

(参考) 事業者意見の背景等 (1/3)

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、津波対策、電源多重化、耐震強化、竜巻対策、火災対策、多様な冷却手段の確保等を見直した新規制基準が策定され、適合性の審査・安全対策工事を経て、適合すると認められたプラントの再稼働が進められている。再稼働後は、事業者による自主的な保安活動を前提として、国による検査等の仕組みを通じて安全の確認が行われている。
- 事故後、大幅に見直された安全基準に合わせて、許認可手続きにおいては**適合性審査に必要な申請書・審査資料が増大**し、さらに運転や工事、検査等の**保安活動も拡大**している。
- また、見直された安全基準に留まることなく、新知見や事例を踏まえ、**自主的かつ継続的に安全性向上を事業者が進めていく**中で、許認可～検査の一連の手続きを行うこととなる。
- さらに、将来に向けて、**新しい技術や設計、次世代革新炉の検討・準備**も今後見込まれる。



(参考) 事業者意見の背景等 (2/3)

- 安全性確保におけるグレーデッド・アプローチの考え方は、すべての施設や活動に対して画一的な規制や安全対策を適用するのではなく、それに伴うリスクの大小に応じて、リソースの投入量や管理の厳格さを最適化するという思想である。
- 検査に関しては制度改正により、確認された事象の重要度に応じて対応措置を決定する運用へ見直されているほか、使用前確認でも事業者検査を前提として重要なものを中心に確認が進められている。また、安全上の影響を測る方法の1つである確率論的リスク評価（PRA）を活用し、運転や検査においてリスクに応じた対応とする議論が進められている。
- 一方で、許認可手続きに関しては、従来枠組み自体の変更・見直しはあまり行われておらず、以下のような課題が挙げられる。手続きをグレーデッド・アプローチの観点から見直すことで、規制・事業者双方にとって有限なリソースの有効活用につながり、リスクの高いものに対してより重点的な対応をとることが可能となること、また、リスクの低いものに関する変更手続きが合理化されることで、事業者の自主的な改善活動を進めやすくなること等、原子力発電の持続的な安全性向上が図られるものと考えている。

設置許可	設工認	保安規定	廃止措置計画
安全上の影響が軽微な変更であっても、本文記載事項を変更しようとする場合に審査が必要となるケースがある。	- 基準適合性審査を通じて記載内容が詳細化・増加しており、安全上の影響が軽微な変更であっても、変更手続きが必要とされているケースがある。 認可あるいは届出後30日までは工事着手ができない分、対応が遅延する。	届出制度がなく、安全上の影響が軽微な変更であっても、原則として審査が必要となる。	安全上の影響が軽微な変更の取扱いは一定程度考慮されているものの、運転炉に比べて低リスクであることを踏まえると、グレーデッドアプローチの観点から、見直しの余地が大きい。

(参考) 事業者意見の背景等 (3/3)

- また、我が国のエネルギー基本計画（第7次 2025.2.18閣議決定）では、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源として原子力などを最大限活用することが必要不可欠とされ、既往の原子力発電所を「安全性の確保を最優先」に活用していくことに加えて、将来における持続的な原子力活用に向けて、新しい技術や設計を取り込んでいくことや、次世代革新炉の設置・開発に向けた検討・準備を進めていくことも必要である。
- こういった新しい技術や設計、立地条件等を原子力施設に導入していくにあたって、安全性の観点から入念な技術的検討が欠かせないが、許認可審査で、**安全基準への適合性が認められるかどうかは重要な論点の1つ**であり、実績や前例のない技術的事項に関して、**早い段階で安全基準への適合性を議論・確認できるような仕組み**を導入し、規制の予見性を高めることが必要と考えている。
- これら仕組みは、安全基準への適合性に関する確認内容や確認水準は同等であるが、事前に予見性が得られることで、多様な条件を総合的に考慮して最適な建屋・設備等の設計につなげ、総合的な安全性の向上につながっていく可能性はあると考えている。

